

○福岡県警察音楽隊運営規程

平成21年4月1日

福岡県警察本部訓令第20号

改正 平成28年3月14日本部訓令第9号

平成28年4月26日本部訓令第19号

(目的)

第1条 この訓令は、福岡県警察音楽隊（以下「音楽隊」という。）の任務、運用等について必要な事項を定めることを目的とする。

(平28本部訓令9・本条一部改正)

(準拠)

第2条 音楽隊の運用等については、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(任務)

第3条 音楽隊は、音楽によって警察広報活動の推進及び県民との融和並びに警察職員の情操の
かん養及び士気の高揚を図ることを任務とする。

(指定)

第4条 音楽隊員（音楽隊を構成する者の総称をいう。以下同じ。）は、総務部広報課（以下「
広報課」という。）の職員（警部以下の階級（同相当職を含む。）にある者に限る。）のうちか
ら総務部広報課長（以下「広報課長」という。）が指定する。

2 広報課長は、女性の音楽隊員のうちからカラーガード員を指定する。

(平28本部訓令9・本条一部改正)

(カラーガード員)

第5条 カラーガード員は、原則として演奏に合わせた旗奏法その他の演技を通じて色彩感、集
団美等を表現する活動等に従事する。

2 広報課長は、カラーガード員のうちから、リーダー1人及びサブリーダー若干人を指定する
ことができる。

3 リーダーは、広報課長の命を受けて楽長の職務のうち、カラーガード員の訓練及び演技の指
揮を代行する。

4 サブリーダーは、広報課長の命を受けてリーダーを補佐し、リーダーが不在のときは、その
職務を代行する。

(平28本部訓令9・旧11条を一部改正し繰上)

(ドラムメジャー)

第6条 広報課長は、ドラムメジャー（ドリル演奏及びパレード演奏の指揮者をいう。）として素養のある音楽隊員（楽長を除く。）を指定して楽長の職務のうち、ドリル演奏及びパレード演奏の訓練及び指揮に関する職務を代行させることができる。

（平28本部訓令9・旧12条を一部改正し繰上）

（派遣の基準）

第7条 音楽隊の派遣は、おおむね次の行事について行うものとする。

- (1) 警察の主催する諸行事で、特に音楽隊の派遣を必要と認められるもの
- (2) 公共団体等の主催する行事で、特に警察広報活動又は県民の理解と協力の確保に効果があると認められるもの
- (3) その他総務部長が特に必要と認める行事

（平28本部訓令9・旧13条を繰上）

（派遣申請の手続）

第8条 所属長は、音楽隊の派遣を申請する場合は、警察音楽隊派遣申請書（別記様式）により、予定の5日前までに広報課長を経由して総務部長に申請するものとする。ただし、やむを得ない場合は、口頭又は電話をもって、これに代えることができる。

2 前項の規定は、警察以外の公共団体等（以下「部外」という。）からの派遣申請手続に準用する。

（平28本部訓令9・旧14条を繰上）

（点検）

第9条 音楽隊長は、毎月1回以上楽器、備品等の点検を行い、その結果を広報課長に報告しなければならない。

（平28本部訓令9・旧15条を一部改正し繰上）

（勤務及び教養訓練の細目）

第10条 音楽隊員の勤務及び教養訓練の細目については、総務部長が別に定める。

（平28本部訓令9・旧16条を繰上）

（研修）

第11条 広報課長は、音楽隊員の技術の向上を図るため必要があるときは、部外から講師を招いてその指導を受け、又は部外の演奏会等に参加させることができる。

（平28本部訓令9・旧17条を繰上）

（運用細目）

第12条 この訓令の運用に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

(平 2 8 本部訓令 9 ・ 旧 1 8 条を繰上)

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

(福岡県警察音楽隊運用規程の廃止)

- 2 福岡県警察音楽隊運用規程 (昭和 3 9 年福岡県警察本部訓令第 1 1 号) は、廃止する。

附 則 (平成 2 8 年 3 月 1 4 日福岡県警察本部訓令第 9 号)

この訓令は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 8 年 4 月 2 6 日福岡県警察本部訓令第 1 9 号)

この訓令は、平成 2 8 年 4 月 2 6 日から施行する。